

(別添3) 調査研究報告書のサマリー
平成26年度老人保健健康増進等事業

サービス付き高齢者向け住宅における介護・医療ニーズへの
対応能力に関する評価手法に関する調査研究事業

公益社団法人 全日本病院協会

本調査研究は、サービス付き高齢者向け住宅について、要介護・要医療等の様々な状態像に関する新規入居や居住継続の状況と、その背景を把握し、「要介護者・要医療者への対応能力」を中心とするサービス付き高齢者向け住宅の評価手法や公表方法を検討することを目的として実施したものである。本調査研究では、全国のサービス付き高齢者向け住宅2,500棟を対象とするアンケート調査を実施し、うち1,043棟から回答を得た。また、アンケート調査の設計材料を得るためのプレインタビュー調査2件と、アンケート調査結果を踏まえつつ、サービス付き高齢者向け住宅の役割や課題に関してさらに掘り下げた把握・整理を行うための本インタビュー調査4件の計6件のインタビュー調査を実施した。

本調査研究からは、主として以下の結論が得られた。

介護に関するニーズについては、多くのサービス付き高齢者向け住宅において、併設事業所や外付けサービスによって身体介護等に係る介護サービスが供給されており、日中のみならず夜間においても介護職員の常駐が確保されている。要介護5の高齢者の新規入居または居住継続が可能と回答したサービス付き高齢者向け住宅の割合は80%以上にのぼり、多くのサービス付き高齢者向け住宅では、介護職員の常駐や外付けを含む介護サービスの導入によって、重度の要介護者の受け入れや居住継続が可能となっているものと考えられる。

一方で、医療に関するニーズについては、たとえば膀胱洗浄・膀胱留置カテーテルの管理が必要な居住者については、70%以上のサービス付き高齢者向け住宅が新規入居または居住継続が可能と回答しているが、人工呼吸器の管理や喀痰吸引が必要である居住者については、その割合が40%に満たない。また、特定施設である場合や併設する介護サービス事業所部分を除いては、医療保険や介護保険による収入が得られないことから、サービス付き高齢者向け住宅本体には看護師等の医療・看護職員を配置することが困難である。

特に日中・夜間を問わず医学的処置や手厚い見守りが必要な状態像（喀痰吸引、人工呼吸器、胃ろう、認知症の行動症状など）の高齢者については、医療・看護の職員配置の問題から、サービス付き高齢者向け住宅での対応が難しいことがうかがえる。

社会全体の医療資源に限りがある状況下において、サービス付き高齢者向け住宅の役割を考えると、上記のようなサービス付き高齢者向け住宅が持つ医療ニーズへの対応能力上の限界は、手厚い医療・看護職員の配置等を通じて必ず克服しなければならない、という性質のものではない。一方で、医療ニーズへの対応能力の限界が、医療・看護職員の常駐の困難さに起因するのであれば、住宅外の医療職・看護職によるサポート体制を構築するというアプローチが、サービス付き高齢者向け住宅の医療ニーズへの対応能力を高め、いわゆる在宅限界を上げる上で有効であるとも考えられる。

ゆえに、サービス付き高齢者向け住宅の医療・介護ニーズへの対応能力を把握するには、住宅本体や併設事業所の医療・介護職員の配置状況や医療サービスの提供状況だけを問うだけでは不十分であるといえる。サービス付き高齢者向け住宅が、看護師の配置の難しさ等の制約条件の中で、いかに在宅限界を押し上げているかを把握するためには、外部の医療機関との連携の緊密さや、住宅外の医療職・看護職によるサポート体制の充実度合いについても、把握・評価する視点が必要である。